

海外オークション落札代行サービス規約

第1章 総則

第1条（目的）

海外オークション落札代行サービス規約（以下「本規約」といいます。）は、会員の発展及び中古自動車等の流通の促進を目的として、荒井商事株式会社（以下「当社」といいます。）と会員との間の AI-NET を通じた海外オークションの落札代行に関する権利義務関係について定めるものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。なお、本規約に定めのないものは、AI-NET 規約に定めるところによります。

1. アライオークション

当社が主催する中古自動車・中古自動二輪車・中古商用車・中古建設機械（以下「車両」といいます。）のオークションをいい、当該オークションを主催する当社をいう場合もあります。

2. 会員

当社と AI-NET の利用に関する契約を締結したアライオークションの会員をいいます。

3. 提携会場

当社が落札を委託した先（再委託先を含み、以下「落札委託先」といいます。）による落札代行を認めた日本国外の会社・団体の主催するオークション会場及び入札会場をいいます。

4. 落札代行

AI-NET を通じた会員の申し込みにより、その落札車両代金額に所定の手数料等を加えた金額で会員が当社から当該出品車両を買い取るとを条件に、当社が提携会場に出品された車両を会員が指定した金額以内で落札委託先から購入することをいいます。

5. 下見代行

会員が、当社に落札代行の申し出をするにあたり、当社の定める期限までに、当社に対し車両の状態等の確認を依頼することができるものとします。車両の状態等の

確認は、会員が当社に依頼したものを、当社が提携会場又は当社の業務委託先に依頼し、依頼先が行います。

6. 車両成約日

落札代行にて落札委託先により落札された日をいいます。

7. アライオークション規約

アライオークションがアライオークションにおける当社と会員との権利義務関係について定めた規約をいいます。

第3条（規約の熟知・遵守義務）

会員は、当社に落札代行の申し込みをするにあたっては、本規約、アライオークション規約、AI-NET 規約及び提携会場の規約、法令を熟知し、これらを遵守するものとします。

なお、これらの規約の内容は適宜改訂されることがありますが、会員は常に最新の内容を把握してこれに従う意思で落札代行の申し込みをしたものとみなします。

第4条（免責）

当社、落札委託先及び提携会場は、以下の各号に該当する事由により会員が被った損害については、一切の責任を負わないものとします。

1. 提携会場の原語による規約原本と、当社が和訳し提供する提携会場の規約概要との間に、誤訳又は和訳の都合上の解釈の齟齬が生じた場合の損害
2. 会員が使用するコンピューターのハードウェア、周辺機器又はソフトウェア等の異常・不具合等に由来する損害
3. 当社、落札委託先又は提携会場のコンピュータシステムトラブル、通信回線障害等の発生による損害
4. 会員の操作ミス又は管理ミスによる損害
5. ウイルス又はスパイウェア等の不正プログラムによる損害
6. 会員 ID、パスワード又はユーザーID の漏洩等による損害
7. 天変地異、人災、火災、その他の不可抗力に起因する損害
8. 日本国外から AI-NET を利用した場合の損害
9. 当社、落札委託先又は提携会場の営業時間の終了又は休業により対処できなかった場合の損害
10. その他当社、落札委託先又は提携会場の責めに帰すことのできない事由による損害

第2章 落札代行

第5条（出品車両に関する情報の提供等）

1. 当社は、会員に対し、AI-NET を通じ出品票等の提携会場から提供された情報に基づき、提携会場に出品される車両の情報を提供するものとします。
2. 会員は、当社に対し、当社の定める期限までに、提携会場の承諾のもと、出品される車両について、下見代行を依頼することができます。この場合、会員は、当社に対し、第9条に定める下見代行手数料を支払わなければなりません。
3. 前項の下見代行に基づく当社の報告内容はあくまで参考にとすぎず、下見代行結果に関しては一切のクレームを申し立てることはできないものとします。

第6条（落札代行の申し込み）

1. 会員は、車両の内容・情報を十分に把握した上で、落札代行の申し込みをしなければなりません。
2. 会員は、AI-NET を通じて、当社所定の方法により落札代行の申し込みをするものとします。なお、後商談の申し込みはできないものとします。
3. 会員は、落札代行による会員との契約関係が当社との間に成立し、提携会場との間には成立しないことを了解します。
4. 会員は、入札申し込み後の車両情報の変更等により、当社の判断で入札を取り消す場合があることを了解します。
5. 提携会場が大韓民国（以下「韓国」といいます。）国内の会場である場合、会員は落札車両を必ず国外へ輸出するものとし、韓国国内での販売及び韓国国内のオークションへの出品はできないことを了解します。

第7条（落札結果の通知）

当社は、会員に対し、申し込みのあった落札代行に関する結果を、AI-NET 上の取引情報に掲載し、又はオークション計算書を送信することにより通知するものとします。

第8条（手数料等）

会員が当社に支払う手数料等の種類及びその内容は以下のとおりとし、海外オークションにおける手数料の詳細は、アライオークションホームページに掲載するものとします。

1. 入札手数料

会員は、会員の申し込みにより落札委託先が入札を行い、落札委託先に入札手数料が発生した場合、入札手数料を支払うものとします。

なお、落札車両にかかる売買契約が解除されたときでも入札手数料の支払い義務を免れることはできません。

2. 落札手数料

会員は当社が落札代行をした場合、落札手数料を支払うものとします。

3. 下見代行手数料

会員は、当社に車両の下見代金を依頼した場合、下見代行手数料を支払うものとします。

4. 売買契約解除手数料

会員は、当社に車両の売買契約の解除を申し出た場合、売買契約解除手数料を支払うものとします。

5. その他

提携会場及び落札委託先等から追加で手数料・ペナルティ、その他提携会場への入札に関連又は基づく金銭の請求があった場合、その金銭を支払うものとします。

第9条（代金等の決済）

1. 会員は、車両代金及び前条に記載の手数料等（以下「車両代金等」といいます）を日本円にて当社に支払うものとします。
2. 会員は、車両代金等を、指定された期日内に、当社が指定する金融機関口座へ振り込みにて支払うものとします。
3. 車両代金等を支払う場合の振込手数料は、会員の負担とします。
4. 会員が当社に対する債務の支払いを怠った場合は、年15%の割合（1年を365日とする日割換算）による遅延損害金を付加して支払うものとします。
5. 会員は、天災、風水害若しくは盗難等により、車両が滅失又は毀損等した場合でも、当社に対する車両代金等の支払いを拒むことができないものとします。
6. 会員は、車両代金等に消費税が発生する場合、車両代金等と合わせて消費税を支払うものとします。

第10条（落札制限等）

1. 当社は、個々の会員に対し、落札限度額（与信限度額）の設定を行います。また、落札車両の輸送制限等（入金確認後搬出等）の制限をすることがあります。
2. 会員が第9条に定める車両代金等の決済を遅延した場合は、当社の判断によりアライオークション及び提携会場のオークションならびに入札会に参加する権利を制限できるものとします。なお、本条においては、提携会場とは、当社による落札代行を認めた日本国内外の会社・団体の主催するオークション会場及び入札会場をいいます。
3. アライオークション又は提携会場により取引制限をされた会員は、その取引制限をされたとき以降のアライオークション及び提携会場のオークションならびに入札会に参加することができないものとします。

第11条（所有権の移転）

当社が落札会員から入金を確認した時点で、落札車両の所有権は出品者から落札会員に移転され、落札会員は、所有権移転後、落札車両を搬出することができるものとします。

第3章 輸送規定

第12条（落札車両の搬出・輸送）

1. 会員は、当社指定の輸送会社に輸送業務を委託し、落札車両を搬出するものとします。当社が認めない限り、会員自らが提携会場より搬出を行うことはできないものとします。
なお、落札車両の輸送にかかる費用等は、会員が負担するものとします。
2. 会員は落札代行の申込をするにあたり、搬出期限に間に合うように、速やかに当社指定の輸送会社との間で落札予定車両の輸送に関する詳細を確認するものとし、これに従う意思で落札代行の申込みをしたものとみなします。
なお、入金後搬出車両の着金に起因する追加費用又はペナルティについては、全て落札した会員の負担とします。
3. 落札車両の輸送については、輸送会社及び提携会場の規約・規定に準じるものとします。
4. 落札した会員による輸送手配その他引取に向けた対応を当社が確認できないまま落

札後14日間経過した場合、当社は、当該会員が引取を放棄し、落札車両の所有権を放棄したものとみなし、会員の同意を得ることなく、当社の独断で落札車両を再販その他処分することができるものとし、かかる再販その他処分に要する費用は会員の負担とします。また、その際に会員が当社に対して負担する未履行の債務及び再販等の手続に要した費用があるときは、当社は、落札車両の処分による受取金額をもって当該債務等に充当することができます。会員は、充当後も未履行の債務があるときは、再販等手続完了の日から10日以内にこれを履行しなければなりません。同未履行債務等への充当後の受取金額に残金があるときは、当社は、これを当該会員の前受け金として当社にて保管します。なお、前受け金に利息は発生しないものとします。

第13条（輸送による損害の免責）

1. 落札車両の輸送に起因する事故又はクレーム処理等については、当社、落札委託先及び提携会場は一切の責任を負いません。
2. 当社指定の輸送会社と会員の間で紛争等が発生した場合も、当社、落札委託先及び提携会場は一切の責任を負いません。但し、必要に応じて当社が紛争等の解決に介入するものとし、その場合には会員は当社の指示する解決方法に従うものとします。
3. 前2項に定めるほか、落札車両の輸送については、アライオークション規約、輸送会社及び提携会場の規約・規定に準じるものとします。
4. 輸出手続業務又は海外・国内輸送業務の途中に発生した車両の不具合、故障、劣化、破損は、発生原因のいかんを問わず、当社、落札委託先及び提携会場は一切責任を負わないものとします。

第4章 売買契約の解除

第14条（売買契約の解除）

1. 会員の自己都合による落札車両に関する売買契約の解除は、提携会場の定める時間内に関わらず落札通知後1時間以内に当社を通し提携会場に受理された場合に限り有効とします。この場合、会員は当社の定める売買契約解除手数料及び提携会場の定めるペナルティ等を支払うものとします。
2. 当社は落札車両について、出品者の都合により提携会場から売買契約解除の申し出があった場合、提携会場の規約・規定に従って処理をするものとし、落札委託先と

提携会場との間の売買契約が解除されたときは、当然に当社と会員との間の売買契約も解除されるものとします。この場合、当社は会員に対し、車両代金等のほか、提携会場の定めるペナルティ等を支払うものとします。

3. 前2項の規定は、次条のクレーム申告に基づく売買契約の解除には適用しないものとします。

第5章 クレーム

第15条（クレーム処理基準）

1. 落札車両に対し、提携会場の規約に違反する事項があったときは、次条による定めを除き、会員は当社に対し、クレーム申告をすることができます。
2. 提携会場の規約・規定に特別の定めがある場合のほか、会員がクレーム申告をすることができるのは、落札車両1台につき1回限りとします。
3. クレーム対応期限は、提携会場に定めるクレーム申告期限の前日までとし、かつ当社の営業時間とします。
4. 当社は会員のクレーム申告に基づき、提携会場にクレーム申告をするものとし、クレームの処理につき提携会場の判断を仰ぐものとします。尚、発生したクレームの解決は、本規約及び提携会場の規約・規定に基づいて行われるものとします。
5. 当社は、前項のクレーム申告に対する提携会場の裁定結果に基づいて、会員のクレーム申告を処理するものとし、会員は当社の裁定に従わなければならないものとします。
6. 車両の不具合部品に対するクレームの場合、中古部品などで対応できる場合は、中古部品支給にて対応する場合があるものとします。
7. クレーム申告に対する損害賠償の範囲に、販売利益は含まないものとします。また、工賃についても原則として損害賠償の対象外とします。
8. 会員は、クレーム申告をしている場合であっても、第9条に規定する期限までに車両代金等を当社に支払わなければなりません。
9. 前各項に定めるほか、クレームの処理については、提携会場の規定・規約に準じるものとします。

第16条（非クレーム対象）

落札車両に関し、次の各号の場合はクレーム対象とならないものとします。

1. 本規約又は提携会場の規定・規約において、クレーム対象とならないとき。

2. 会員が落札車両を再販売（小売・業販）したとき、又は他のオークションに出品したとき。
但し、当社及び提携会場が重大瑕疵（「瑕疵」とは、当該車両が通常備えているべき性能等を備えていないことをいいます。）と判断した場合は除く。
3. クレーム申告前及び申告中に当社の許可なく落札車両を加修（架装を含む）・修理したとき。
4. クレーム申告中の落札車両への重複クレーム。
5. 会員が当社にクレーム申告した日から 5 日以上連絡がないとき。
6. 提携会場の国から輸出された車両（国内税関などの通過、輸出抹消登録を含む）。

第 6 章 その他

第 17 条（規約の適用）

AI-NET を通じた落札代行に関する当社と会員との権利義務関係に関して、本規約に定めのない事項については、AI-NET 規約、アライオークション規約の順に適用されるものとします。

第 18 条（規約の改定）

当社は、必要と認めた場合は、随時任意に本規約を改定できるものとします。この場合、改定内容を AI-NET 上にて開示します。改定後の規約はその施行日以降の取引に適用されるものとし、それ以前の取引についてはなお従前の例によります。

第 19 条（紛争の処理）

1. 本規約に基づく取引に関して紛争が生じた場合、当社が公平・中立を旨として、本規約、AI-NET 規約、アライオークション規約及び提携会場の規約に基づき、適切に解決を図るものとし、当社が裁定を行った場合には、会員はこれに従うものとします。
2. 会員は、本規約に基づく取引に関して生じた紛争につき、本規約の定めに従って解決しなければならないが、当社、落札委託先及び提携会場に対し、本規約に定める方法以外の主張や請求等（例えば、錯誤取消や契約不適合責任などの民法上の規定に基づく主張やその他の法令に基づく主張や請求等）をすることはできないものとします。

第 20 条（管轄合意）

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 22 条（言語）

本規約はすべて日本語を正文とし、これに従って解釈されるものとし、英訳された文章の内容は本規約の解釈に影響を及ぼさないものとします。

第 23 条（施行）

本規約は令和 8 年 6 月 9 日から施行します。

【以下参考：AUTOHUBオークション規約】

以下は、韓国のAUTOHUBオークション会場が定める規約を、会員の皆さまの参考として日本語に翻訳したものです。正式な内容は韓国語の原文によるものとし、日本語訳と韓国語原文との間に表現の違いや解釈の相違がある場合には、韓国語原文が優先されます。本日本語訳はあくまで参考資料としてご提供するものであり、翻訳内容の正確性、完全性及び最新性を保証するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

【参考】AUTOHUBオークション規約

第1章 総則

第1条 目的

1. 本規約は、オートハブセルカが運営するオートハブオークション（以下「競売場」という。）の運営基準を定めるものである。
2. 本規約は、競売場が正しい中古自動車文化を作るための市場の活性化及び競売場と会員、そして競売参加者間の透明で公正な取引が行われるようにすることを目的とする。

第2条 定義

本規約で使用する用語の意味は次のとおりである。

1. 「競売」とは、車両のリアルタイム競争を通じて最高価格で販売することをいう。
2. 「公売」とは、車両を公開後、定める時間内に入札を通じて最高価格で販売することをいう。
3. 「出品」とは、競売場に競売による車両販売を依頼する行為をいう。
4. 「落札」とは競売を通じて取引が成立する行為をいう。
5. 「成約」とは、落札を出品者との関係を表現したものをいう。
6. 「流札」とは競売を実施した結果、取引が成立しなかった場合をいう。
7. 「応札」とは、競売進行中に価格を提示した行為をいう。
8. 「出品者」とは、競売に車両を出品する者をいう。

出品者とは、出品車両の所有者又は出品車両について正当な処分権を適合に委任された者をいう。

9. 「落札者」とは、競売に参加して車両を落札した者で、会員だけが可能だ。
10. 「会員」とは、競売場の所定の手続により加入、登録し、保証金及び年会費を納付した者をいう。
11. 「競売参加者」とは、競売に参加する会員と出品者を含むすべての人をいう。
12. 「現場競売」とは会員が競売会場に直接参加して参加する競売をいう。
13. 「遠隔競売」とは会員が競売会場に直接参加しなかった会員が競売場が運営するホームページ(インターネット、モバイル)を通じてリアルタイムで競売に参加する行為をいう。

14. 「不在者応札」とは現場競売または遠隔競売に参加しなかった会員がインターネット、モバイルなどを通じて最高応札可能価格を提示し競売に参加する行為をいう。
15. 「後相談」とは、流札車両について競売場が仲介して会員に販売することをいう。
16. 「任意落札」とは出品者の要請により希望価格以下でも落札ができるように作った方式をいう。

第3条 規約の適用及び告知、変更

1. 本規約は競売場が開催する競売に適用され、競売参加者は本規約に拘束される。
2. 競売場は会員加入または出品申請時に競売参加者に対して本規約を事前告知しなければならない。競売参加者は本規約を遵守しなければならない。
3. 本規約または細則は競売場が必要な場合に制定および改正することができ、競売場はこの場合、その内容と効力発生日などを14日前に競売会場とホームページに掲載しなければならない。

第2章 会員

第4条 会員資格

会員になろうとする者は、次の各号の一つに該当しなければならない。

1. 自動車管理法上、自動車売買業登録をした法人または個人自動車管理事業者(会員登録申請は事業者の代表または代表の委任を受けた職員のうち売買社員として登録された者のみ可能)。
2. 貿易業登録をした法人または個人自動車輸出事業者(会員登録申請は事業者の代表または代表の委任を受けた職員のみ可能)。
3. 次の各号に該当する者は、会員となることができない
 - ① 禁治産者又は限定治産者で復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は免除された日から2年を経過しない者
 - ③ 禁錮以上の刑の執行猶予を言い渡され、その猶予期間中にある者
 - ④ 自動車管理法に違反して自動車管理事業の登録が取り消されてから3年を経過しない者
 - ⑤ 競売規約違反による会員資格を喪失した者
 - ⑥ 保証金及び年会費未納者
 - ⑦ その他の競売場が健全な取引の秩序を害する恐れがあると判断される者

第5条 会員種類

1. 競売場は運営方針によって競売会員、公売会員に区分する。
 - ① 競売会員は競売場で開催する競売だけ参加資格が与えられる。ただし、公売参加を希望すれば公売加入申込書提出後、競売場が承認すれば参加できる。
 - ② 公売会員はオートバブオークションで開催する公売のみ参加資格が与えられる。
2. 競売場は運営方針によって会員の等級を区分して運営することができる。
会員レベルは準会員、正会員に区分する。
 - ① 準会員は臨時会員期間で加入承認後3ヶ月間進行し、審査後に正会員になることができる。オーク

ション参加資格は正会員と同じである。ただし、審査から除外されれば会員契約が解約される。

② 正会員は競売場の一般会員で、競売参加のすべての権限を行使すると同時に、責任を持って義務を履行しなければならない。

③ 競売場はその他に必要な場合、特別会員等級を区分して運営することができる。

第6条 会員登録及び手続き

1. 会員登録を希望する者は、競売場が定めた所定の会員登録申請書類を提出しなければならない。競売場は申請者の資格を審査した上で決定する。出品者は出品のための会員登録は必要なく、出品申込書の作成により出品が可能だが、車両を落札するためには必ず会員として加入しなければならない。ただし、出品者と落札者は、いずれも本「競売規約」を遵守しなければならない。

2. 会員の申請及び承認が完了すると、競売場と会員との間に競売参加契約が成立したものとし、会員は加入申請交付・説明を受けた「競売規約」を遵守しなければならない。

第7条 敷金、年会費

1. 会員は誠実な契約履行のために競売場に一金三百万ウォン(3,000,000ウォン)の会員保証金を預けなければならない。ただし、自動車管理法上、自動車売買業の登録をせずに貿易業の登録をした自動車輸出業者は、会員保証金の一金五百万ウォン(5,000,000ウォン)を預けなければならない。保証金は利息が発生しないものとする。

ただし、精算の遅延履歴が頻発する会員については、別途会員保証金を預託金の形式にて管理することができるものとする。

2. 会員の年会費は付加価値税込みで一金25万ウォン(250,000ウォン)と定める。年会費が未納の場合、会員のオークションへの参加は制限される。

3. 会員は保証金と年会費を現金(振込)で納付しなければならない。

4. 競売場は保証金及び年会費を変更することができ、変更時に変更日の少なくとも30日前までに会員にあらかじめ通知しなければならない。

5. 会員保証金は会員が競売場に対して負担する取引上の債務および取引と関連して発生するその他の債務を担保するものとし、競売場は会員が債務を履行しない場合、これを会員保証金から任意控除、充当することができる。この時、会員保証金が債務金額より少ない場合には会員に別途請求することができる。

6. 第5項により会員保証金が足りない場合、会員は競売場が指定した日までに不足金を納入しなければならない。納入しない場合は納入が完了するまで競売参加を制限する。

7. 会員の脱退及び保証金の返還

① 会員が契約解除・解除される場合、競売場は会員保証金を返還しなければならない。ただし、会員に第5項の規定の債務がある場合には、この債務の精算後残金を返還するものとする。

納付された年会費は解約・解除日以後の残余期間に関係なく消滅する。

② 会員保証金の返還は、会員除名の場合は除名日から3ヶ月以内に返還し、会員脱退の場合は会員が退会申請書類を提出した日から15日以内に返却するが、競売場の制裁措置を受けて退会する場

合、競売場は3ヶ月以内で保証金の返還を猶予することができる。

ただし、除名または脱退会員が車両を落札した場合、落札車両の名義移転が完了した日から上記期間を起算する。

第8条 有効期間

1. 会員の有効期間は契約日（会員加入日）から1年とする。
2. 契約満了10日前までに当事者双方のいずれかが異議を申し立てなければ年会費を完納した会員に限り、契約期間は1年ずつ自動延長されるものとする。

ただし、会員有効期間内に行われた競売に関しては、会員有効期間経過後でも本競売規約が適用される。

第9条 権利と義務

1. 会員は競売場が開催する競売に参加して車両を出品や落札することが可能だ。出品者は会員登録を必要とせず、出品申込書の作成で出品が可能だ。ただし、競売場は競売場の運営目的、出品車両などを考慮して競売参加対象を別途定めることができる。
2. 会員は競売に参加する場合、会員本人の認証手続きを経て競売に参加することができ、個人保安対処不備によって発生する損害などすべての責任は会員にある。
3. 競売参加者は本規約を遵守しなければならない、細則など競売場が競売の円滑な運営のために制定した規定および指示を遵守しなければならない。
4. 競売参加者は競売場が本規約に基づき提案するクレーム処理方案を誠実に履行しなければならない、これに違反、履行遅滞または不履行する場合、競売場は会員契約を解約することができる。

第10条 会員情報変更のお知らせ

会員は商号、代表者、事業者番号、事業場住所、業種、業態、電話番号、取引銀行、住所その他の申告内容に変更事項が発生した場合、速やかに競売場に当該事実を書類を添付して変更申告しなければならない、変更事項の未告知による全ての被害の責任は会員にある。

第11条 会員権利の制限

1. 競売場は会員に対して会員保証金の水準によって落札限度額を設定することができる。
2. 競売場は、会員が取引に関連して発生する諸取引金額の支払いを怠った時は、会員が代金決済を終えるまで競売参加を制限することができる。
3. 競売場はクレーム申請した会員とクレーム申請不可などの理由で紛争があった場合、問題が解決するまで該当会員の競売参加は制限することができる。
4. 会員が本規約または諸規定に違反した場合、競売場は[別表1]。「会員制裁措置」によって権利を制限することができ、再発防止のために該当事実を競売参加者に公示することができる。
5. 会員が制裁措置を受けることになり、会員参加が制限されても会員の加入期間は認められ、年会費が賦課される。

6. 公売に参加する競売会員の制裁内容は競売と公売同一に適用される。

第12条 禁止行為

競売参加者は、以下の各号に定める行為をしてはならない。違反した場合、競売場は該当会員との契約を解約または解除することができる。

1. 出品車両（入札車両を含む）に対して競売又は競売場の仲介によらず直接取引する行為
2. 会員名義を貸与し、競売応札を代行操作する行為
3. 競売場が認めない者を競売場に同伴入場する行為
4. 本人の出品車両に対して競売価格を操作する行為
5. 他人の応札を妨害する行為
6. 走行距離表示器を操作するなど、それに関するすべての行為
7. 競売場を詐称するなど、商標を盗用または模倣する一切の行為
8. 窃盗、暴力、暴言、器物破損など競売場の業務を妨害する行為
9. 競売規約に違反する行為
10. 現行法規に違反する行為
11. 競売場が定めた規約又は指示に違反してその是正を催告したが、違反事項を是正しなかった場合
12. 強制脱退制裁措置を受けた履歴の会員が偽装して加入する行為
13. 会員が競売場に対して有する権利を他人に譲渡し、又はその債権に対して仮差押え、仮処分などの処分を受けた場合
14. 会員が契約当時に維持していた資格を喪失したり、契約時の資格が虚偽の場合
15. 出品車両の浸水、走行距離操作及び走行距離の相違履歴、特異経歴(営業用、レンタカーなど)、事故など価格に大きな影響を及ぼす主な事項を告知、虚偽記入、誤記入、記入漏れする行為
16. 会員が年会費を延滞する行為

第13条 会員の個人情報保護

競売場は会員の個人情報保護のため、関係法令の指針に従って個人情報処理指針を樹立及び個人情報保護の責任者を選定して個人情報が流出、毀損されないよう最善の努力を尽くす。

第3章 出品

第14条 出品手続及び留意事項

1. 出品者は出品車両の所有者または出品車両の所有者から適法な委任を受けた者とし、処分権を持つ者から適法な委任を受けなかったり、関連法令によって不適格者と判断された場合には、競売場は出品を制限することができる。
2. 出品者は、競売場が定めた時間と場所に出品自動車を搬入しなければならず、出品と同時に出品申込書及び出品自動車の出品準備に必要な登録書類を競売場に提出しなければならない。ただし、インターネットで受け付けた場合には、受付内訳を出品申込書に置き換える。

3. 出品者は出品自動車の落札希望価格を指定する。ただし競売場は効率的な競売の進行のために開始価格と希望価格の差を決めることができ、出品者との協議を通じて落札希望価格を調整することができる。

4. 出品申請に伴う誠実申告義務

① 出品者は出品申込書の「出品者記入事項」を漏れなく記入しなければならず、虚偽記入、誤記入、記入漏れした事項がある場合、それによって発生する諸般の問題は出品者が責任を負わなければならない。

② 出品車両の浸水、火災、全損、接合車両、走行距離操作及び走行距離の相違履歴、特異経歴（営業用、レンタカーなど）、事故、エンジン・ミッション異常症状など価格に重大な影響を及ぼす主要事項がある場合は出品申込書に必ずこの事項を記入するか競売場に告知しなければならない。また漏れがあった場合に発生する諸般の問題(落札取り消しなど)は出品者が責任を負わなければならない。

③ 出品者は、出品情報の変更、価格の変更、出品取消がある場合は、オークション開始1時間前までにオークション会場に通知しなければならず、競売場は競売進行状況により該当内容を変更して反映することができる。

5. 出品具備書類は次の各号のとおりであり、すべての書類の有効期間は発行日から1ヶ月以内とする。

① 個人:自動車登録証、印鑑証明書、譲渡行為委任状。

② 個人事業者:個人基本書類、税金計算書または計算書、事業者登録証のコピー。

③ 法人:個人事業者基本書類、法人印鑑証明書、法人登記簿謄本、税金計算書。

④ 上記書類の他に競売場が別途指定する書類があった場合、その書類を含む。

⑤ 個人所有者の名義で取得・登録した車両であっても、車の所有者が課税事業者を所有している場合、税務上でこれを事業者の車両とみなすため、該当車両は税金計算書を発行しなければならない。

※ 出品者は関連法規の改正で登録具備書類に変更がある場合と登録管轄官庁の追加書類要請がある場合、具備書類を提出しなければならない。

6. 出品者は、出品車両が流札された場合、再申請を通じて再出品を進めるか、諸般の費用精算後に搬出することができる

7. 出品者が再出品する場合にも、本14条を適用する。ただし、最初出品時に提出した出品具備書類の発行日が再出品競売日を基準に1ヶ月を経過しない場合には、当該書類に対する提出義務を免れる。

8. オークション落札後、落札車両に重大なクレームが発生した場合、出品者はこれに対する責任を負うものとする。

（重大なクレームとは、車両履歴の誤り、浸水・全損履歴の未申告、エンジンおよびトランスミッションの不具合、事故歴の未提示または誤提示等を含むものとする。）

9. 出品自動車が落札された後も、次の各号の事由による落札キャンセルの要請がある場合、競売場の職権で落札キャンセルすることができる。

① 本規約第34条による落札取り消し要請

② 本規約第38条のクレーム処理類型のうち、出品者過失クレーム処理に従わない場合

第15条 出品自動車の条件

競売場に出品される自動車は、次の条件を満たさなければならない。ただ、競売進行に無理がないと競売場が許可する場合は出品が可能だが、問題発生時に出品者がこれを解決しなければならない。

1. 走行が可能で、エンジン、トランスミッションなど主要機関に異常がない車両。
また、競売前または競売後クレーム申請期間内に、エンジンおよびトランスミッションなど主要機関に異常が発生した場合、出品者の帰責が発生する可能性がある。
2. 車両の運行に係る消耗品が正常の車両。
3. 燃料警告灯が点灯しない車両、または競売場内で競売準備のための活動（競売場内移動および性能点検など）が可能で燃料が充填された状態の車両。
4. 本人所有または所有者から正当に譲渡権限を委任された車両。
5. 差し押さえ、抵当設定などの瑕疵がないか、落札後直ちに抹消解除などの措置が可能な車両。
6. 構造変更車両の場合は、構造変更を官庁及び検査所の許可を受けた車両。
7. 浸水、接合、全損履歴車両の場合、事前に競売場に当該事実を通知し、競売場が出品を許可する車両。
8. 義務保険の入っている車両。
自動車義務保険は落札者が車両の名義移転までは出品者の義務保険が加入していなければならない。ただし、「商品用」車両は落札搬出時に落札者、流札搬出時に出品者が加入しなければならない。
9. 現在盗難状態の車両は出品できない。

第16条 出品自動車の搬入

1. 出品自動車が第15条の条件を満たしても、競売場がその他の理由で出品に不適合と判断する場合には除外することができ、また、出品自動車が第15条の条件に多少不足しても商品価値があると判断する場合には出品することができる。
2. 出品者は、出品を目的として車両を搬入しようとする場合、出品登録に必要な具備書類を競売場に提出しなければならない。
3. 出品者は競売場に車両を搬入する前に回収しなければならない保管品をすべて回収した後、競売場に車両を搬入しなければならない。出品車両の搬入後の保管品の紛失については、競売場が責任を負わない。

第4章 性能点検(自動車点検・検査)

第17条 競売対象自動車点検・検査

1. 競売場は出品車両の点検・検査を自動車管理法で規定する基準によって実施し、その内容を競売参加者が見られるようにインターネット掲示、車両付着、印刷物配布などの方法で提供する。
2. 競売場は自動車管理法で定める競売場の性能点検項目以外に追加で必要と判断される項目について点検・検査を実施し、告知することができ、個人情報保護のために必要な場合、関連項目の告知を制限することができる。

3. 出品車両の点検・検査は出品自動車の品質保証をするものではなく、競売参加者は点検・検査記録簿の結果を参考資料としてのみ活用し、競売(現場競売だけでなく、不在者応札、遠隔競売などを含む)に参加しなければならない。
4. 競売参加者は、競売場が告知する点検・検査記録簿を基に、実際の車両を本人の責任で検査しなければならない。
5. 点検・検査記録簿に表記する走行距離は、当該車両の検査当時、走行距離計に表示された走行距離を表記する。
6. 競売場が実施する自動車点検・検査時の事故歴の有無の判断は、出品者が競売場に提示した情報をもとに実施するとともに、出品者が提示しない、又は誤って提示した情報により、自動車点検・検査後に明らかになった事故歴及び機能異常(エンジンチェック等を含む)については、競売場が責任を負わず、それによるすべての責任は出品者が負担する。

第18条 競売対象自動車点検・検査評価基準

競売対象自動車点検・検査評価基準は[別表2]。「競売自動車点検・検査細則」と別に定める。

第5章 競売

第19条 競売参加

1. 会員は競売に参加するために参加登録をしなければならない。参加登録は次の各号と同じ方法で参加登録をしなければならない。
 - ① 現場競売に参加する際には、競売会場内の参加登録機を利用して参加登録をする。
 - ② 遠隔競売に参加する際にはインターネットおよびモバイル参加登録画面を利用して参加登録および競売参加ができる。また、競売参加はリアルタイムであり、競売進行および落札などは現場競売と同じ基準に準ずる。
 - ③ 遠隔競売に参加する際には、利用方法に対する無線網環境などは競売場が提示する細部遵守基準に従わなければならない。
2. 会員は参加登録手続きを通じて競売参加制限可否と制限された場合、その内訳を確認することができ、競売参加制限がある場合、会員は必要な措置を取り会員管理担当者に措置結果を通知して参加制限を解除しなければ競売参加ができない。

第20条 競売方式

1. 競売場が開催する競売は、応札機とコンピューターシステムによる電子競売方式が基本になり、その他に手記入札、遠隔競売などの方法を並行することができる。
2. 競売場は競売会場内で行われる現場競売の他に、遠隔競売、不在者応札、後相談販売などの方法で競売を進めることができる。
3. 競売の開催日時は競売場が決め、事前に競売場のホームページを通じて会員および競売参加者に告知する。

第21条 落札規定

1. 売買契約の成立は、競売状況板又はモニターに落札表示が行われる時点とみなす。ただし、後相談販売による売買契約は、出品者と落札者との間で取引の成立及び契約締結の通報が行われる時点で、競売場が通報した金額とする。通報方法は、電算又は有線で行う。
2. 落札した車両は落札日から3営業日以内に精算して搬出しなければならず、精算前に車両および名義移転書類を引き渡してもらうことはできない。
3. 車両を搬出しようとする者は、車両の引渡しを受けて搬出する前に、引取検査を実施して最終状態点検を終えた後に搬出する。
4. 落札した車両の名義移転及び輸出抹消は、落札日を含めて15日以内に実施しなければならない。
5. 落札後に発生する所有権移転費用およびその他の費用は落札者が負担する。
6. 落札者の過失により名義移転に必要な登録書類を再発行しなければならない場合にこれにかかる費用は落札者が負担する。
7. 落札者は、落札車両の精算が完了し、車両を搬出する時点以降から所有に対する責任その他の事故の処理に対する義務を負う。
8. 正当な理由なしに落札者が落札車両の買収を拒否したり、第29条2項の期間内に落札代金を支給しない場合、競売場は任意に車両を処理することができ、これによる諸費用及び損害を落札者に請求したり、保証金から控除することができる。
9. 落札者は落札日から3営業日以内に義務保険に加入しなければならない。ただし、落札された車両が商品用車両である場合、人が委託配送で移動する際は義務保険に加入しなければならない。

第22条 後相談販売

1. 競売で流札された車両は出品者との協議を通じて後相談販売を行うことができる。
2. 後相談販売は会員の申請によって進行され、会員は競売場が定める方式により後相談受付申請をしなければならない。
3. 後相談販売は競売場が定める時間内に受け付けられた申請内訳を基準に進行し、この時に優先する順位は次の通りだ。
 - ① 出品車両が競りで流札された時間以降から申請が可能。但し、出品の際に後商談販売を拒否した流札車両は受付が不可である。
 - ② 出品者が後商談の販売希望価格を提示した場合、後商談販売希望価格を提出した会員には即時落札締結が可能である。
 - ③ 定める時間内に提示した価格が最も高い会員
 - ④ 提示した価格が同一の場合、申請した時間が優先である会員
 - ⑤ 優先順位を持つ者が後で相談契約を放棄した場合、次順位に該当する条件を備えた会員に優先順位を付与する。
 - ⑥ 定める時間内に出品者と協議が行われていない車両は、最終締め切りまですべての会員が再申請できる。この際、申請受付は初期化される。

4. 後相談販売の受付は競売開始後、流札車両ができる瞬間から可能で、最終締め切りは競売終了後1時間まで行われる。
5. 競売場は会員が申請した後、相談価格が出品者の落札希望価格と同じか超過する場合、出品者の同意なしにその取引を成功させることができる。
6. 後相談販売が完了した車両は落札車両と同じ効力を持つ。

第23条 不在者応札

1. 会員がやむを得ない事情により現場競売および遠隔競売に参加できない場合、競売場が定める方式に従って不在者応札を申請して進行することができる。
2. 不在者応札の申請はオンライン方式によって行われ、申請及び申請内容の変更は不在者応札の対象車両が現在の競売進行車両から50台以降の順序にある場合に可能である。
3. 不在者応札申請価格は、当該車両の競売開始価格以上に設定しなければならない。ただし、開始価格を基準に競売場が定めた単位上昇金額を計算して価格申請しなければならない。その他の価格で申請は不可だ。
4. 不在者応札が受け付けられた車両の競売は以下のように進行する。
 - ① 申請価格が希望価格未満の場合:流札
ただし、出品者が競売開始前に当該車両に対して任意落札を申請した場合、落札可能
 - ② 申請価格が希望価格以上で競争者がいない場合:希望価格で落札
 - ③申請価格が希望価格以上で競争者がいる場合:
 - (a) 競争者が中途放棄した場合、最後の競争価格で1回上昇した後に落札
 - (b) 競争者が不在者応札申請価格より高い価格で競争した場合、競争者に落札
 - (c) 競争者と不在者応札申請価格が同一の場合、先に受け付けた会員に優先権が付与
5. 不在者応札後に当該車両が流札された場合、不在者応札申請価格は後相談販売申請価格と同様に取り扱わず、後で相談販売を希望する場合、不在者応札申請とは関係なく再び申請しなければならない。
6. 不在者応札申請に対するすべての責任は申請者にある。

第24条 遠隔競売(インターネット、モバイル)

1. 遠隔競売は競売場のホームページを通じてリアルタイムで競売に参加でき、競売進行および落札などは現場競売に準ずる。
2. 遠隔競売の進行中に入札者のコンピュータまたはモバイル問題によって誤入札されたり止まったりなどの問題が発生した場合の責任は入札者にある。

第25条 流札車両の処理

出品車両が流札された場合、再申請を通じて再出品を進めるか、諸般の費用を精算後に搬出することができる。

第26条 自動車搬出

1. 落札者は落札した車両は落札日を含めて3営業日以内に搬出しなければならず、出品者は流札(落札取り消しを含む)車両を搬出要請日を含めて3営業日以内までに搬出しなければならない。
2. 競売参加者は自動車を搬入または搬出しようとする場合、競売場が定めた手続きに従わなければならない。
3. 車両の搬出は、関連代金、費用、手数料などの決済を完了した後、搬出に必要な書類を競売場に提出することで可能である
4. 車両を搬出しようとする者は、車両を搬出する前に引取検査を実施し、最終状態の確認後に搬出する。搬出された車両は、引取検査が完了した車両とみなされ、車両基本事項及び交換履歴(X)、板金溶接(W)を除く外観評相違によるクレームは申し立てることができない。車両基本事項は車名、オプション、燃料、色、変速機、年式、排気量、使用用度及び所有区分等である。
5. 第1項の搬出期限を経過して搬出しない場合、引受検査を完了したものとみなされ、車両の異常を理由にクレームを提起することができず、競売場は保管および管理の責任を負わず、搬出期限が経過した後発生する未搬出車両の滅失・毀損など一切の損害および不利益は車両を搬出していない競売参加者が負担し、競売参加者に車両未搬出によって生じた競売場の損害に対する賠償を請求することができる。

第27条 自動車搬出遅延費用

1. 落札者は落札した車両は取引基準日を含めて3営業日以内に搬出しなければならず、出品者は流札(落札取り消しを含む)車両を搬出要請日を含めて3営業日以内までに搬出しなければならない。期間内に搬出しない場合には精算有無に関わらず、搬出遅延にともなう所定の**搬出遅延料(33,000ウォン/日 不課税を含む)**が賦課される。ただし、出品者は直ちに再出品を申請する場合は除外される。
2. 出品者が差押、抵当などが設定された状態で自動車を搬入した後、定められた期限内に差押、抵当などの瑕疵を解約しない場合には、期限日の翌日から差押、抵当などの瑕疵解約日まで競売場が賦課する所定の保管料(33,000ウォン/日 不課税含む)を支払わなければならない。

第28条 自動車管理

1. 競売場は出品された自動車に対しては保管及び管理の責任を負い、保管中に発生した事故、盗難などの被害に対して補償する。ただし、天災地変(台風、雹等)により損害が生じた場合に補償しない。
2. 競売場は、第26条1項の期限を経過して自動車搬出を遅延した自動車に対しては保管および管理責任を負わず、競売参加者が引受意思を放棄する場合、関連法律が定める手続きに従って任意処分することができる。
3. 競売参加者が買収意思を放棄する場合、競売場は関連法規が定める手続きに従って任意処分ことができ、これによって発生する金額および損失金を落札者に請求することができる。

第6章 落札

第29条 落札代金の精算(出品者・落札者)

1. 出品者の落札代金の精算

- ① 出品者と落札者の間で発生する車両代金を含むすべての取引代金は、競売場を通じて精算する。
- ② 出品車両が落札された場合、車両代金は落札日を含めて3営業日以内に支給するようにする。この時、諸般の手数料および費用を控除した差額を支給する。

ただし、競売場が要請する以前に必要な書類及び瑕疵が完備されていない場合、または当該車両のクレームが進行中の場合は、完備時点まで代金支給を保留することができる。

- ③ 競売場は落札者と出品者の間に発生する車両代金を含むすべての取引代金を支給すべき者の入金有無と関係なく、競売場が代わりに支給される者に支給し、その求償権も競売場が出品者に代わって行使することができる。

2. 落札者の落札代金の精算

- ① 落札者は車両代金など落札日を含めて3営業日以内に競売場が指定した口座に現金で入金しなければならない。ただし、日数計算時に期限日が祝日であるときは、その翌日の営業日を期限日とする。
- ② 競売場は落札者が正当な理由なしに車両代金などの納入を落札日から10日以上遅延した場合、落札が取り消されたものと見て落札取り消しをすることができ、この場合、落札取り消しによる出品者および競売場の損失を補填するために落札取り消し手数料などを落札者に賦課することができる。
- ③ 入金期限内に入金しない場合、競売場は入金期限翌日から年20%の遅延賠償金を賦課することができる。

3. 車両代金には付加価値税が含まれたものとする。

第30条 手数料その他の費用

1. 競売参加者は出品または落札など競売に伴う手数料を競売場に支払わなければならない。
2. 手数料の種類及び金額は次のとおりであり、諸般の事情により変更される場合には、その都度書面で告知し、又は競売場に掲示する。

また、出品者に限り落札金額に応じた別途手数料金額を別添で適用することができる。

不課税込み

区分	定義	金額	備考
一般車両 出品料	出品自動車の性能点検、写真撮影、出品リスト作成・交付など出品準備のための諸費用	1台当たり60,500ウォン	再出品料 33,000ウォン
商用車 出品料	出品自動車の性能点検、写真撮影、出品リスト作成・交付など出品準備のための諸費用	1台当たり165,000ウォン	再出品料 165,000ウォン 3回まで出品可能
成約料	商品自動車の成約時に出品者に賦課する手数料	落札金額の2.2%	下限金額 110,000ウォン 上限金額 440,000ウォン
落札料	商品自動車の落札時に落札者に賦課する手数料	落札金額の2.585%	下限金額 165,000ウォン 上限金額 440,000ウォン

- ① 「一般車両」とは、軽自動車、小型車、中型車、大型車及び2トン未満の貨物車両を含む乗用車両をいう。
- ② 「商用車両」とは、2トン～5トンの貨物車両及びバスをいう。
- ③ 本項①と②以外のその他の車両（特装及び建設機械等）は、競売場が許可する場合、出品が可能である。

第31条 代金相殺

- 競売場と出品者または落札者との代金精算時に相殺する金額がある場合、書類完備日を基準に発生したすべての取引代金を相殺処理して精算する。
- 競売場は、出品者または落札者に対し、未収金、クレームの発生、書類不備、差押え（仮差押え）および抵当権等の事由がある場合、代金の一部または全部の支払いを保留することができる。

第32条 諸税公課金及び過料等の精算

- 自動車税は落札日以降、名義移転前までは出品者が負担し、名義移転後からは落札者が負担する。
- 落札自動車の責任保険は落札日から落札者が負担しなければならない。もし落札者が責任保険を未加入のまま車両を搬出して発生する民事・刑事上の損害賠償責任は落札者が帰責者であり、すべての損害賠償の責任を負う。

3. 落札自動車の各種反則金及び過料は、原因行為が落札日前に発生した件については出品者が、落札日以降に発生した件については落札者が負担する。
4. 落札車両の自動車検査有効期限が、落札日基準ですでに経過している場合、または検査有効期限が15日以内に到来する場合は、出品者が検査費用を負担するものとする。
一方、検査有効期限まで15日以上残っている場合は、落札者が検査費用を負担するものとする。
出品者が検査費用を負担すべき場合には、自動車検査に必要な一定額を車両代金から控除したうえで、当該検査費用を落札者に支払うものとする。

第33条名義移転

1. 落札者は車両代金などを精算してこそ、名義移転書類を受け取ることができる。
2. 落札者は競売開催日から法定期日(15日)以内に落札自動車の移転登録を完了し、官庁が発給する登録完了証明書類を競売場に郵便などその他の方法で通知しなければならない。
ただし、差押、抵当などその他の理由で移転登録ができない場合には、差押、抵当などの解約日から15日を基準とする。
3. 落札者が移転登録結果通知を遅延し、競売場が移転登録結果を確認するのに所要された費用に対して競売場は落札者に請求することができ、移転登録が長期遅延した場合には競売場は出品者に代わって強制移転登録手続きを進めることができ、この時遅延にともなう被害金額および所要費用は落札者が負担する。
4. 落札者が移転登録に関連した書類の紛失、毀損、長期未移転による効力喪失により再発行を要請する場合、出品者が要請する所要費用および被害補償金額は落札者が負担しなければならない。
5. 落札者は商品用に名義移転または輸出抹消をしなければならない。ただし、落札された「商品用」車両をやむを得ない事情により廃車抹消する場合は、出品者と事前協議の上、行わなければならない。

第7章 落札取り消し

第34条落札取消申請期限

1. 落札者または出品者のやむを得ない事情で落札取り消しが必要な場合、落札取り消し申請期限は競売日を含めた3営業日以内とする。
2. 落札者は落札取消申請期限内に取消違約金を支払って落札取消を要請ことができ、出品者はこれに応じなければならない。
3. 出品者は、本規約第14条4項（出品申請に伴う誠実義務）の違反事項について、落札取消に応じなければならない。ただし、落札者はクレーム申請期間内に落札取り消しを要請しなければならない。
4. 落札者は、本第34条（落札取消申請期限）以外の事項は、落札取消申請ができない。

第35条落札取消違約金の限度

競売参加者が落札取り消しをする場合に支給しなければならない取り消し違約金は次の各号と同じだ。

1. 落札取消違約金は落札金額の10%とする。
2. 落札取り消し違約金は最小10万ウォンとし、最大200万ウォンとする。
(落札取消違約金のうち60%は出品者または落札者に支給し、40%は競売場に帰属する。ただし、支払金額は最低10万ウォンとする。)

第8章 クレーム

第36条クレームの申立て

1. クレーム申請は、競売場所定の様式に従い、競売場に申請しなければならない。
2. 競売場は、必要に応じて申請者にクレーム申請理由を説明する資料の提出を要求することができる。
3. 落札者は出品申込書の誤記入、記入漏れなど出品者が記載した事項と落札自動車の状態が異なる事項がある場合、競売場にクレームを申請することができる。ただし、競売場の必須点検項目以外の事項はクレーム申請が不可能だ。
4. クレームの処理は、出品者と落札者がすべて同意する時点で終結することが原則であるが、どちらか一方が同意しないため処理ができない場合、競売場の仲裁の下でクレームを終結することができる。

第37条 クレーム申請の種類と申請期限

1. 出品者からのクレームの申請期限は、車両の搬出日を含む2営業日以内であり、入庫当時の車両の外観状態が異なるものに限る。
2. 落札者のクレーム申請期限及び類型は以下の通りである
 - ① 落札日以内。
 - (a) 年式、形式等が自動車登録証の表示と異なる場合
 - (b) 競売場で実施した性能点検で確認できない事項と外観損傷は除外(搬出以降は申請不可)
 - ② 落札日を含めて7日以内
 - (a) 性能点検告知事項の表示と車両の状態が異なる場合。ただし、競売場で実施した性能点検により確認できないという事項と外観損傷は除く
 - (b) その他の競売場がクレームと認める場合
 - ③ 落札日を含めて6ヶ月以内
 - (a) 差押え及び抵当の抹消、解約が完了していない場合
 - (b) 出品者が告知していない盗難車両、車台番号偽造、走行距離操作、浸水履歴が発見された場合
3. 次の場合はクレーム申請が棄却される。
 - ① 落札車両を落札者または落札者の顧客に名義移転登録を完了した場合
 - ② 車両の搬出後、商品化作業を進めた場合
 - ③ クレーム受付後に審査した結果、クレームの申請理由がないと判断したときは
 - (a) 単純板金/塗装、ラジエーターサポート、クロスメンバー交換/緩み、FRPまたは非金属材料の交換/破損など

- (b) 下半身、操向、制動などの消耗性部品(非耐久性部品を含む)に関する
- (c) 自動車メーカーで保証修理可能な機能問題(修理期間が3ヶ月以上かかる場合は協議)
- (d) 競売場が提供した写真告知で確認される事項や私製品など

④ 出品者または落札者は、競売場で車両を引き取る際、車両の引き取り検査を本人の責任の下で実施しなければならない。競売長の正門を通過した以後は、外観上の瑕疵に対するクレームは提起することができない。

⑤ クレーム申請期限を超過して申請した場合

⑥ 落札価格200万ウォン未満、最初の登録日から10年以上の自動車または走行距離が200,000km以上走行した自動車に対しては、機能異常のクレームは提起できず、骨格事故部分評価誤りに対するクレームのみ提起することができる。

⑦ 電装品の作動及び機能上の問題を除く主観的な（臭い、異音、振動等）側面の問題は提起できない

4. 非耐久性部品(消耗品)

区分	周辺装置
エンジン	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジン・エンジン電装品一体（ジェネレーター、コンプレッサー、インジェクター、各種モーター類、予熱装置、ケーブル、配線類、 センサ類、リレー、点火プラグ、配電器、スイッチ類等） ・冷却装置(ラジエータ) ・ターボ
変速機推進軸	<ul style="list-style-type: none"> ・クラッチケーブル及び変速操作装置 ・ 入出力センサ ・ インヒビタースイッチ
前後車軸	<ul style="list-style-type: none"> ・懸架装置パーツ(ショバ[電子、エア等]、リーフスプリング 等) ・ 制動装置部品(ライニング、ドラム、ブレーキディスク等) ・ 操向装置部品(ウォームギア、MDPS、ジョイントなど) ※ ホイールハブ、ナックル、キングピン、ボールジョイント、ハブベアリング、等前後車軸関連部品を含む
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他・バッテリー（AGM含む）、ゴムブーツ、常時4WD、燃料ポンプ、燃料フィルター、プランジャー、ベルト類、 エンジン/ミッションマウンティング、消音器、オイルクーラー、クロスメンバー、タイヤ、ホイールなど 定期的な交換必要部品の欠品または欠陥

第38条 クレーム処理基準

1. クレーム申請がある場合、競売場は出品者、落札者相互意見調整を原則とし、競売参加者共に誠実な姿勢でその仲裁に従わなければならない。

2. いずれかの一方の違法行為によるクレームの処理は、違法行為を行った当事者がクレーム解決のためのすべての条件を受け入れなければならない。

3. クレーム処理の種類及び基準は次のとおりである。

① 申請棄却

第37条3項を参考にする。

② 競売参加者間の補償

(a) 落札取消の内容に該当するクレームのうち、競売参加者間で合意がなされた場合には、相互に合意された金額を補償し、又は合意された内容を履行する

(b) その他、軽微な意見の相違発生により出品者と落札者間の相互協議が行われた場合、協議金額を補償するか又は協議された内容を履行する。

③ 競売場補償

(a) 競売場が判断した結果、競売場の過失によるクレーム発生と判定される場合、クレーム申請者と合意して合意された金額を補償するなど、合意された内容を履行する。

(b) 出品者が出品車両の浸水、走行距離操作及び走行距離の相違履歴、特異経歴（営業用、レンタカー等）、事故等の価格に大きな影響を及ぼす主な事項を告知、虚偽記入、誤記入、記入漏れする行為によりクレームが提起された場合とすべての責任は出品者が負担し、落札者は競売場に対して損害賠償などのクレームを提起することができない。

④ 売買契約の解除

以下の各号に掲げる事由があるにもかかわらず、その旨を出品申込書に明記していなかったとき、又は出品者が別途告知をしなかったとき

(a) 実際の走行距離と走行距離計の走行距離表示が不一致の場合、ただし、競売出品および準備による走行距離表示不一致は除く。

(b) 出品申請書に申告していない全損浸水車

⑤ 本項④号による取消事由の発生により解除が行われる場合、これに発生する損害費用は出品者が負担する。

4. クレームが終結した車両に対しては、再びクレームを提起することができない。

第39条クレーム免責

以下の各号に該当する場合、競売場はクレームに対して免責となる。

1. 車両の搬出後に発生した費用(託送料、商品化費、名義移転完了車両に対する登録費用、自動車診断費用など)または瑕疵

2. 非耐久性部品の欠品又は欠陥(第37条4項を参照)

3. 走行距離計の交換または走行距離の変更を明記した車両

4. 会員退会后、または会員が廃業した場合

5. 本人が出品した車両の価格を意図的に引き上げるための行為による本人落札車両

6. 出品者が出品車両の浸水、走行距離操作および走行距離の相違履歴、特異経歴(営業用、レンタカーなど)、事故など価格に大きな影響を及ぼす主な事項を競売場に告知、虚偽記入、誤記入、記入漏

れる行為によりクレームが提起された場合

第40条免責

競売進行中に競売機器の作動異常(インターネット、コンピュータ、モバイルエラーなど)及びその他の天災地変、戦争、変乱及び社会通念上大災害と認識される不可避な理由により競売が正常に進行できなかった場合、これによる諸般損害に対して競売場は責任を負わない。

第9章 その他

第41条規約の改正

この規約及び関連規定は競売場が必要な場合に改正することができ、競売場は規約の改正時に改正内容及び効力発生日を競売参加者に告知しなければならない。

(告知の方法:ホームページの掲示、書面又は競売場が定めた所定の場所に掲示)

第42条管轄裁判所

この規約に明示されていない事項は、関係法令および一般上の慣例に従って相互協議して処理することにするが、紛争が発生した場合には訴訟を提起する者の相手方の住所地を管轄する裁判所または競売場の本社所在地の裁判所を管轄裁判所とする。

附則

第1条

本規約は、2026年3月17日から施行する。

区分		違反類型	備考
除名		<ul style="list-style-type: none"> ・窃盗、暴力、故意による器物・車両損壊 ・走行距離改ざん ・競売場のなりすまし、詐欺行為 ・セクシャルハラスメント、暴言 ・競売場の営業標識の盗用または模倣 ・その他法令違反行為 ・競売参加の制限措置を3回以上受けた場合 ・永久退会会員に会員資格を譲渡した場合 ・本規約第9条に定める義務を履行しない場合 	
制限	12ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・談合、扇動、営業妨害、デマの流布、虚偽事実に基づく官公庁への苦情申立て ・虚偽内容によるクレームの申立て 	
	6ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・他の会員による車両点検を故意に妨害する一切の行為 	
	3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・会員資格譲渡後の責任回避（名義変更手続きへの協力義務不履行）および直接取引 	
	1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・精算遅延、名義変更遅延、車両搬出遅延、過料未精算 ・車両点検後に原状回復を行わなかった場合 ・車両の解体または分解行為 ・落札取消し（応札ミスを含む） 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・営業停止処分を受けた場合は、その処分期間に相当する期間、入場を制限する。 ・年会費の有効期限経過期間に応じて、入場を制限する。 	未告知の場合：契約解除
退場措置		<ul style="list-style-type: none"> ・競売の妨害、または競売の進行を妨げる行為であると競売場が判断した場合 ・競売会場内での喫煙、飲酒、飲食、泥酔者等 	
入場禁止	事業場	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットの同伴（盲導犬を除く） ・車両分解用工具の所持 	
	展示場	<ul style="list-style-type: none"> ・バッグおよび車両の分解が可能な機器の所持 	

【別表2】競売対象自動車点検・検査細則

- 自動車管理法施行規則に定める【別紙第89号様式】を基準として性能評価を実施し、当該様式に記載されていない情報については、競売参加者の理解を補助するための参考資料として提供する。
- 事故評価は、自動車の骨格部位における事故歴を基準とし、A、B、C、D、Fの5段階で評価する。
- 外観評価は、過去の事故歴とは無関係に、現在の外装パネルの修理必要状態のみを反映して等級を付与する。
- 機能状態評価は、各項目について「良好」「普通」「整備要」の3段階で評価する。

1. 事故評価

□評価記号の意味

評価記号	記号名	評価基準
XX	交換	・ボルト締結部：すべてのボルトを取り外した痕跡がある、またはシーリングがない場合・溶接部：切断した跡が明確に確認できる場合
W	板金／溶接／曲がり	・骨格部位に曲がり、または曲がった痕跡があると判断される場合・骨格部位の交換修理ではなく、車体部位を板金・塗装・溶接修理したと判断される場合
P	塗装	・外板部位に板金または溶接修理の痕跡が確認される場合・塗膜厚測定値が250μm以上の場合（測定誤差範囲 ±50μm）
M	調整作業	・外板部位（ボルト締結）のうち、1本でも取り外した痕跡がある場合・取り外した部品を再組付けした場合（ボルト車両）
X	交換要	・外板のへこみや腐食が著しく、パネルが裂けている、または脱落しているなど、交換が必要と判断される場合
R	修理要	・外板のへこみ、腐食、破損により、板金・塗装修理が必要と判断される場合

① 外板部位（ドア、ボンネット、トランクリッド、フロントフェンダー）は、板金・溶接・曲がり（W）の有無は判定せず、塗装（P）および交換（XX）の有無のみを表示する。

② クロスメンバー、ラジエーターサポートおよびFRPパネルは点検対象外とする。

□事故評価等級

等級	評価基準
A	・骨格部位に交換履歴がない車両
B	・フロントパネル、リアパネル、ピラーパネル、クォーターパネル（リアフェンダー）、サイドシルパネル（ステップ）に交換履歴がある車両
C	・インサイドパネル、トランクフロアに交換履歴がある車両
D	・C評価部位の事故が2か所以上ある車両、またはホイールハウスに交換履歴がある車両
F	・D評価部位の事故が2か所以上ある車両、またはダッシュパネル、シートバックパネル、フロアパネル、ルーフパネル、サイドメンバー（フレーム）に交換履歴がある車両

※ 外板部位の交換履歴および骨格部位の板金・塗装・溶接修理履歴は、事故評価等級には反映しない。

□骨格部分

パネル区分	外板パネル	骨格パネル			
		一般骨格部位		主要骨格部位	
名称	ドア	B等級	サイドシルパネル（ステップ）	D等級	ホイールハウス（フロント／リア）
	ボンネット		クォーターパネル（リアフェンダー）	F等級	フレーム（サイドメンバー）
	フロントフェンダー		ピラーパネル（A・B）		ルーフパネル
	トランク		フロントパネル／リアパネル		ダッシュパネル
		C等級	トランクフロア	フロアパネル	
			インサイドパネル	シートバックパネル	

2. 外装評価

外装評価等級

等級	評価基準
A	・外板パネルに修理を要しない状態の車両
B	・外板パネルの修理が1～3か所必要な車両
C	・外板パネルの修理が4～6か所必要な車両
D	・外板パネルの修理が7～9か所必要な車両
F	・外板パネルの修理が10か所以上必要な車両

※ 外観評価等級は、外板パネルの修理が必要な箇所数を反映して算定するものとし、バンパーおよびサイドミラーは評価対象から除外する。

フロントガラス評価基準

評価記号	記号名	評価基準
X	交換要	・破損箇所の直径が2cm以上の場合

※ 破損箇所の直径が2cm未満、またはチッピング（スターヒット等）などの軽微な損傷で、直ちに交換または修理を必要としない場合は、車両状態評価表には別途記載しない。

3. 機能評価

機能評価等級

等級	評価基準
良好	・詳細評価項目全般に不具合がなく、修理を必要としない状態
普通	・詳細評価項目の一部に軽微な不具合があるが、直ちに修理を必要としない状態
要整備	・詳細評価項目に不具合があり、直ちに修理を必要とする状態

※ 本基準は、正常走行が可能な一般的な状態の車両について、点検時に確認可能な状態を基準として、自動車検査員が3段階で判定・分類したものであり、その後の車両状態の変化まで保証するものではない。

機能評価分類

項目	エンジン	トランスミッション	動力伝達装置	操舵装置	空調	制動装置	電装品	室内
分類基準	良好/普通/要整備							

4. 表示方法（評価記号／評価等級）

評価記号表示方法	評価等級表示方法
過去履歴/現在状態	自己評価等級/外装評価等級
例：XX/R	例：A/D
XX：過去交換	A：主要骨格交換履歴なし
R：外板のへこみ、腐食または破損により、板金・塗装修理が必要と判断される場合	D：外観パネル修理7～9か所必要